

本調査票ハ當該官廳ニ於テ秘密ノ
取扱ヲ爲スモノトス
本調査票ハ三通提出スベシ
本調査票ハ二月末日迄ニ出提スベシ
昭和 年 月 日提出

調 査 票 第 六 號

(工 場)

第 號	秘	昭和 年十二月末日現在	工場番號	※											
工場名		主要事業													
工場所在地															
作業場名	種 類	寸 度	又 力	ハ 別	操業 數	休 止 及 豫備 數	計	作業場名	種 類	寸 度	又 力	ハ 別	操業 數	休 止 及 豫備 數	計
備考															

住 工
業 主
名 氏
及 氏
所 及
名 氏
捺 印

本調査票ニ記入シ盡スコトヲ得ザルトキハ本調査票ト同一調査票ヲ追加使用スベシ
但シ追加葉數ヲ明ニスル爲メニ欄内ニ記入スベシ

總數 葉中第 葉

記 入 注 意

一 一般事項、調査の時期、工場名、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印欄の記入に付ては第一號乙及第三號乙記入注意参照

二 作業場名には例へば第一製糖場、機械工場の如く作業機械及設備の所在する作業場名を記入すべし

三 種類欄には例へば蒸気機はパポコック・エンド・ウィルコックス水管式、タクマ水管式、コルニツシエ式、ランカシア式等、ガス発生装置はモンソッド式ガス発生装置、吸入ガス発生装置等、炉は焙煉炉、ベッセル式鹽基性轉炉、シーメンズ・マルチン式酸性平炉等、電気装置は直流發電機、回轉變流機、チューセル蓄電池等、各種作業用鐵槽は蒸發鐵槽、水素ガス平炉等、金屬工作機械は旋盤、平削盤、ボール盤、中心ドリル盤、フライス盤、齒切盤、研磨盤等、木工工作機械は鋸盤、鉋盤、木工旋盤等、化學製造機械及設備はバレンチナ式硝酸製造装置、アセトン精溜装置、ベンゾール抽出装置等の如く區別して記入すべし

四 寸度又は能力欄には例へば蒸氣機は(1)水管式蒸氣機に付ては最大使用蒸氣壓力、ガス發生装置は蒸發器の火床面積、一晝夜の最大發生量、轉炉及平炉に付ては一回の最大製造量、電気装置は發電機に付ては電壓、容量及回轉數、回轉變流機に付ては容量並に一次二次の電流、相及周波數、蓄電池に付ては放電容量、各種作業用鐵槽は蒸發鐵槽に付ては長さ、徑、ガス溜に付ては容量、金屬工作機械は旋盤に付ては盤長及中心高、平削盤に付ては機柱の間隔及衝程、ボール盤及中ドリル盤に付ては腕の長さ及スピンドルに付ては長さ、徑、研磨盤に付ては腕の長さ及スピンドルの最大數及最大被加工物の徑、回轉盤は使用し得る最大圓錐の徑、帶鋸盤は鋸車の徑、鉋盤に付ては鉋の長さ及數、木工旋盤に付ては盤長及中心高、化學製造機械及設備は硝酸製造装置、アセトン精溜装置、ベンゾール抽出装置に付ては一回又は一晝夜の最大製造量等を記入すべし

五 操業中のものと休止及豫備のものとの區別して其の數を記入すべし

六 其の他の機械及設備

七 作業場名は前掲(二)の(1)に同じ

八 種類欄には例へば構内運搬設備は構内電氣軌道、天井走行起重機、エレベーター等、試験検査用機械は材料試驗機、硬質試驗機、油試驗機等の如く記入すべし

九 操業中のものと休止及豫備のものとの區別して其の數を記入すべし

工場調査規則(昭和四年十一月二十八日) 第三條 工場調査規則左ノ如ク之ニ依リテ之ヲ施行ス

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第一號乙、第二號乙及第三號乙各四通ヲ提出ス

第二條 前項ノ規定ニ依リテ提出スル調査票ハ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ(該當工場略)

第三條 前項ノ規定ニ依リテ提出スル調査票ハ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第四條 前項ノ規定ニ依リテ提出スル調査票ハ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第五條 前項ノ規定ニ依リテ提出スル調査票ハ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第六條 前項ノ規定ニ依リテ提出スル調査票ハ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第七條 前項ノ規定ニ依リテ提出スル調査票ハ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第八條 前項ノ規定ニ依リテ提出スル調査票ハ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第九條 前項ノ規定ニ依リテ提出スル調査票ハ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第十條 前項ノ規定ニ依リテ提出スル調査票ハ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

(參照) 昭和四年四月十二日法律第五十三號資源調査法(抄)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲ニ必要ナルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

第二條 資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 前條ノ規定ニ依リテ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條 當該官吏又ハ竊用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員職務上前項ノ秘密ヲ知得タル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ洩漏シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同ジ

欄ハ記入ヲ要セズ
欄ハ道府縣ニ於テ記入スルモノトス

本調査票ニ記入シ盡スコトヲ得ザルトキハ本調査票ト同一調査票ヲ追加使用スベシ
但シ追加葉數ヲ明ニスル爲メニ欄内ニ記入スベシ

昭和四年四月十二日法律第五十三號資源調査法(抄)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲ニ必要ナルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

第二條 資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 前條ノ規定ニ依リテ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條 當該官吏又ハ竊用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員職務上前項ノ秘密ヲ知得タル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ洩漏シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同ジ